

油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金 No. 6

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL. (代) 254-7033

52. 11 発行



もくじ

I	役員等の改選について	2
II	中央漁場油濁被害等認定審査会の動き	3
III	都道府県漁場油濁被害等認定審査会の設置	8
IV	漁場油濁による「防除・清掃」及び「漁業被害」に係る 申請手続き例	9
V	昭和50・51年度県別油濁被害額一覧表	25

I 役員等の改選について

油濁基金の新制度移行に伴い、役員等の改選が行われ新陣容が整った。その経過は、まず昭和52年3月3日の理事会において評議員10名（岩崎京至氏辞任のほか従前どおり）が選任されるとともに、中央審査会委員の任期が油濁基金の暫定期間に合わせ6月30日まで延長された。

ついで、3月23日開催された評議員会で理事、監事が選任された。新理事には、坂本庄三郎氏に代り、元全漁連組合経営推進部長の関利雄氏（常勤）が、新監事には常任監事であった木村五郎氏に代り、非常勤として千葉県漁連理事の坂本庄三郎氏がそれぞれ就任した。さらに4月1日開催の理事会で理事長には及川孝平氏が、専務理事には前田優氏が互選され、従前どおりとされた。

新制度移行に当たり、評議員、中央審査会委員は、事業者等の意向を十分反映し得るような構成とされたため、その人選が進められた結果、6月28日開催の理事会承認により新制度移行の7月1日付で評議員については電気事業連合会から長崎尚氏、日本内航海連組合総連合会から三木友輔氏、日本船主協会から近藤鎮雄氏がそれぞれ追加選任された。中央審査委員については、別掲のとおり、拠出関係者から4名（新委員）、水産関係者から4名（旧委員）、中立から4名（3名は旧委員、1名は新委員）が、それぞれ選任された。

役員

理事長	及川 孝平 全国漁業協同組合連合会会長
専務理事	前田 優
理事	宮原 九一 三重県漁業協同組合連合会会長
理事	山田 岸松 兵庫県漁業協同組合連合会会長
理事	古藤 利久三 経済団体連合会専務理事
理事監事	関 利雄 坂本 庄三郎 千葉県漁業協同組合連合会理事

評議員**中央漁場油濁被害等認定審査会委員**

古沢長衛
石油連盟環境委員会委員長
長橋尚
電気事業連合会専務理事
三木友輔
日本内航海運組合総連合会副会長
近藤鎮雄
日本船主協会法規専門委員会委員長
池尻文二
全国漁業協同組合連合会専務理事
西村清俊
全国水産業協同組合共済会専務理事
中里久夫
全国漁業共済組合連合会専務理事
矢野静男
漁船保険中央会専務理事
飛田勇次
中央漁業操業安全協会専務理事
真田和美
全国海苔貝類漁業協同組合連合会専務理事
斎藤博
宮城県水産林業部長
山浦邦一
福岡県商工水産部水産局長

内田剛嘉
石油連盟総務部次長
中村恒夫
日本鉄鋼連盟環境管理課長
松田茂
全国内航タンカー海運組合
保険専門委員会委員長
来住史郎
日本船主協会法規専門委員会委員
岩崎京至
日本水産資源保護協会常務理事
浜崎礼三
全国漁業協同組合連合会参事
青柳輝雄
全国海苔貝類漁業協同組合連合会参事
石井実也
全国漁業共済組合連合会事業部長
八重尾恒男
日本海事検定協会検査第1部専門参事
成田健治
弁護士
早川俊幸
弁護士
瀬尾信雄
弁護士
(順不同、敬称略)

II 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き**1. 第3回中央審査会**

昭和52年6月30日、第3回中央審査会が開催され、沖縄県糸満地区等6件の漁場油濁被害額の認定が行われた。

今回の審査会に上程されたものは全て防除・清掃関係のみであり、とくに問題もなく、一部の労務費の計算ミスを除き、申請どおり別表(その1)のように認定された。

2. 第4回中央審査会

昭和52年8月31日、第4回中央審査会が開催され、三重県志摩地区等9件の漁場油濁被害額の認定が行われた。

今回は当基金が新制度に移行して初めて開催された審査会で、委員の構成も一部変更があったほか、委員長には暫定期間中委員長をつとめた岩崎委員が再選された。

今回の審査会で検討されたものは三重県志摩地区の漂着あらめ、てんぐさの油汚染による廃棄処分被害のほか防除・清掃事業の経費の認定であった。

漂着あらめ、てんぐさの漁業被害については、(1)漁業被害の中に前回認定した防除・清掃費が重複して含まれていないか。(2)平均単価は乾燥後の完製品の価格を採用しているが諸経費との関係如何等の指摘があり、検討審議の結果、申請どおり別表(その2)のように認定された。

防除・清掃事業については、(1)油処理剤ネオスの価格の適否、(2)事故発生日後、

漁場油濁被害状況

その1(第3回中央審査会上程分)

県・地区名	発生年月日	発生場所	関係漁協
沖縄県 糸満地区	52. 5. 26	糸満市南部海岸	糸満漁協
三重県 志摩地区	52. 5. 30 6. 3 6. 12	石鏡～ 布施田海岸	神島、石鏡、国崎、相差、安乗、 国府、甲賀、志島、畔名、船越、 片田、布施田漁協
高知県 足摺地区	52. 5. 31	窪津～以布利、 田野～入野海岸	入野、田野浦、以布利、窪津漁 協
沖縄県 本部地区	52. 6. 3	本部町字新里海岸	本部漁協
沖縄県 宮古地区	52. 6. 6	宮古島北岸	平良市漁協
長崎県 松浦地区	52. 6. 18	松浦漁協地先 調川港	松浦漁協

作業開始日が遅れている理由、(3)回収した油の埋設方法の適否。等について検討されたが、漁船用船費に一部査定があったほかは、申請どおり別表(その2)のように認定された。

3. 第5回中央審査会

昭和52年10月31日、第5回中央審査会が開催され、鳥取伯耆地区等4件の漁場油濁被害額の認定が行われた。

今回上程された案件は全て防除・清掃関係で、次のような指摘事項があつたほか労務費の一部査定減を除き、申請どおり別表(その3)のように認定された。

(1) 作業時間には昼休み時間などは差し引くべきでないか、という意見があつたが、従来どおりの拘束時間を基準とするのが妥当である。

(2) 作業人数と油の回収量等の関係から、油が流木、ゴミ等に附着した形で漂着したため油のみの回収量の把握が困難な場合でも、ゴミ等を含めた量を明記するようすべきである。

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除・清掃	漁業被害	防除・清掃	
防除・清掃	_____円	3,686,282円	_____円	3,586,282円	労務費の計算ミス△100,000
"	_____	4,913,937	_____	4,913,937	
"	_____	2,286,530	_____	2,286,530	
"	_____	1,236,000	_____	1,236,000	
"	_____	2,172,400	_____	2,172,400	
"	_____	116,000	_____	116,000	

その2(第4回中央審査会上程分)

県・地区名	発生年月日	発生場所	関係漁協
	推定原因		
三重県 志摩地区	52. 6. 2	布施田海岸	布施田漁協
高知県 室戸地区	52. 6. 23	高岡漁協地先	高岡漁協
沖縄県 伊是名地区	52. 6. 27	屋那覇島, 伊是名島, 具志川島	伊是名漁協
愛媛県 保内地区	52. 7. 7 船舶	磯津漁協地先	磯津漁協
長崎県 壱岐地区	52. 7. 21 船舶	郷ノ浦町原島沖合	郷ノ浦町漁協
福井県 三方町地区	52. 7. 22 船舶	世久見漁協	世久見漁協
千葉県 富津地区	52. 7. 25 船舶	富津市 下州漁協 地先海岸	下州漁協
広島県 因島地区	52. 7. 26 船舶	因島沖	因島市漁協
千葉県 富浦地区	52. 8. 5 船舶	富浦漁協地先 南無谷海岸	富浦町漁協

その3(第5回中央審査会上程分)

県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協
鳥取県 伯耆地区	52. 8. 18	不明	大栄町, 北条町, 弓ヶ浜海岸	弓浜, 中部, 米子市漁協
三重県 志摩地区	52. 8. ²⁴ ₂₅	船舶	相差, 石鏡漁協地先	相差, 石鏡漁協
千葉県 富津地区	52. 9. 9	"	富津市 大貫海岸	大佐和漁協
徳島県 伊座利地区	52. 9. 12	不明	海部郡由岐町 伊座利浜	伊座利漁協

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除・清掃	漁業被害	防除・清掃	
あらめ、てんぐ さの汚染	910,974 円	_____ 円	910,974 円	_____ 円	
防除・清掃	_____	600,250	_____	600,250	
"	_____	1,333,560	_____	1,326,560	漁船用船具 △ 7,000
"	_____	104,100	_____	104,100	
"	_____	522,515	_____	522,515	
"	_____	297,350	_____	297,350	
"	_____	910,990	_____	910,990	
"	_____	237,820	_____	220,320	漁船用船具 △ 17,500
"	_____	379,200	_____	379,200	

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除・清掃	漁業被害	防除・清掃	
防除・清掃	_____ 円	673,413 円	_____ 円	673,413 円	
"	_____	729,860	_____	729,860	
"	_____	913,000	_____	913,000	
"	_____	42,400	_____	40,800	労務費 △ 1,600

Ⅲ 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の設置

当基金の新制度の移行に伴ない、寄附行為の一部が変更され、従来、油濁被害発生時、臨時に設置されていた地方漁場油濁被害等認定審査会は、都道府県漁場油濁被害等認定審査会と名称が改められ、予め都道府県に常置しておき、理事長が必要と認めた場合、理場長の招集により審査会を開催し、現地調査、基礎資料の収集、被害額の認定に関する検討を行ない、中央審査会に報告することとなつた。

当基金としてはとりあえず、過去の油濁被害額実績及び当基金の救済実績等により、次表18県に設置し、油濁事故発生に対応していくこととしているが、これらの県以外の都道府県においても地方審査会の検討を要する事故が発生したら、その時点で急拠設置されることになる（以後常置となる）。

地方審査会設置県

宮城県	千葉県	静岡県	愛知県	三重県
福井県	島根県	和歌山県	兵庫県	岡山県
広島県	山口県	香川県	愛媛県	高知県
長崎県	鹿児島県	沖縄県		

審査委員の構成は中央審査会に準じ、水産関係者、拠出関係者、中立各4名、計12名で、おおむね次のような組織団体から選出された実務担当者により構成される。

	組織 団 体	委員数
水産 関係者	県（都道府）漁業協同組合連合会	1名
	県（都道府）漁業共済組合	1名
	その他	2名
拠出 関係者	陸上施設関係団体	2名
	船舶関係団体	2名
中立	地方公共団体（県水産（漁政）課） 試験研究機関（県水産試験場）	2名 1名
	拠出関係者の推せんする者	1名

IV 漁場油濁による「防除・清掃」及び「漁業被害」に係る申請手続き例

油濁基金への漁場油濁被害救済申請書等の作成例は、油濁基金だよりのNo.3（昭和51.8発行）で「漁場の清掃に係る申請手続き例」を、No.4（昭和51.12発行）で「漁場油濁による漁業被害に係る申請手続き例」をお知らせしておりましたが、今回の新制度移行に伴う業務方法書の一部改正によりまして「漁場油濁発生報告書」と「漁場油濁被害救済申請書」の様式が若干変更されましたので、以下に「主な変更事項と作成上の注意事項」とその作成例をお示しいたします。

VII-1 主な変更事項と作成上の注意事項

1. 漁場油濁発生報告書

(1) 関係機関への通報の欄を設けたこと

業務方法書第3条に「もよりの海上保安部（署）その他関係行政機関への通報」義務の規定がありますが、この欄に通報した海上保安部（署）名、県（都道府）担当課名、市役所、県漁連名等と通報した年月日時を記入します。

(2) 対応措置の内容と改めたこと

「応急措置の内容」とあったのを「対応急措置の内容」とあらためましたが、これは表現を変えただけで記載内容は従来と同様油濁発生に当たりとられた措置を記述します。

(3) 推定原因の欄を設けたこと

推定原因として、1.船舶からの流出、2.陸上施設からの流出、3.不明の3種類に分けていますので、このうちの該当事項の数字に○印を付します。

船舶か、陸上施設かの原因の推定はむずかしいですが、発生の場所、潮の流れ、風向、風力、航路、石油関連陸上施設の所在、過去の実績、油の性状等を勘案し、かつ、海上保安部（署）の意見も聴いたうえで判断して下さい。
あいまいなものは「不明」となります。

(4) 防除・清掃の有無の欄を設けたこと

従来は、「漁業被害」の欄だけでしたので防除・清掃関係も「漁業被害」

の欄に記入してもらっていましたが、今回新たに防除・清掃の欄を設け、漁業被害関係と明確に分けました。欄中の「有・無」にもいづれか○印を付します。

(5) 最下欄の確認欄の「漁連印」を「漁連会長印」としたこと（他の様式も同じ）。

2. 漁場油濁被害救済申請

(1) 「原因者の究明」の欄を3つに分け、「関係機関への通報及びその結果」、「海上保安部（署）の捜索状況」及び「推定原因」としたこと。

ア. 「関係機関への通報及びその結果」

前記の漁場油濁発生報告書の「関係機関への通報」と同様、通報した海上保安部（署）等の名称と年月日時を記入し、通報後の当該海上保安部（署）等がどのような動きをしたかを記入する。

イ. 海上保安部（署）の捜索状況

原因者究明について海上保安部（署）がどのような捜索活動をし（油質の分析、船舶の臨検、油タンクの臨検等）、究明の見通しはどうか等について記述する。

ウ. 推定原因

前記の漁場油濁発生報告書の「推定原因」と同様該当事項に○印を付し、さらに「船舶からの流出」又は「陸上施設からの流出」に○印を付した場合は右欄の「推定理由」の欄にその理由をできるだけ詳しく記述する。

(2) 防除・清掃の欄を整備したこと

IV - 2 防除・清掃に係る申請手続き例

一 漁場が油で汚れていませんかー

強い風が吹いたあとなど漁に利用する浜に油が打ち上ったり、海岸近くを油帯が漂流したりすることがあります。放置しておくと、漁業生産物に対する被害や沿岸に敷設した漁業施設を汚染する恐れがあります。

そこで、組合では話し合いのうえ、組合員の皆さんで漂流している油の回収や、海岸に漂着した油の清掃をされることでしょう。

そのような場合は、金額の多い少ないにかかわらず「油濁基金」へ被害救済の申請をすれば、防除・清掃の費用が支弁されます。

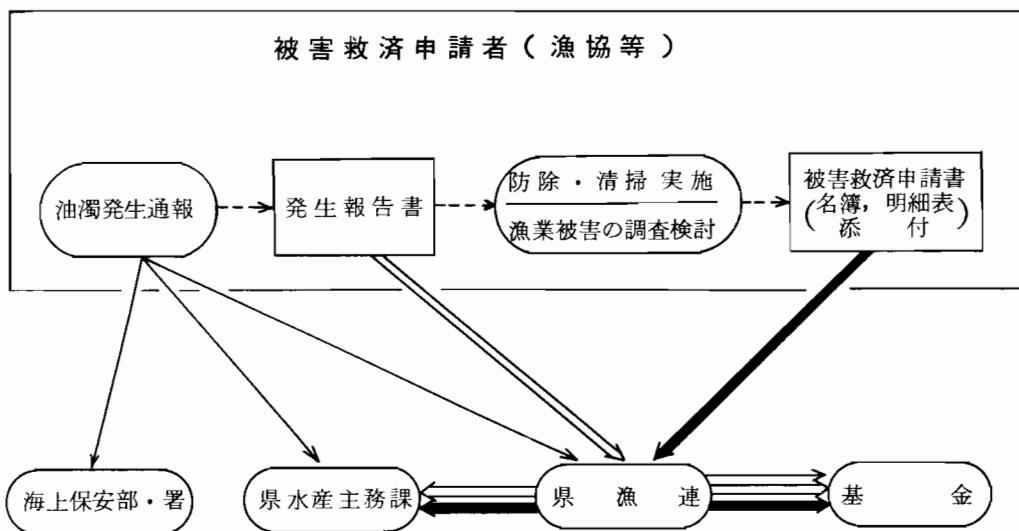
一 申請手続きは、いたって簡単ですー

ここでは、海岸に漂着したオイルボールを回収した場合の清掃費の支弁についての申請手続きに必要とする書類の作成について例示します。

被害が発生したら先ず海上保安部（署）、県漁連、県水産主務課等へ被害発生の通報をします。申請にあたり作成する書類は次のとおりです（記入例別添）。

1. 油濁被害の概要を記した「漁場油濁発生報告書」（例1）
2. 防除・清掃事業に要した経費の支弁を受けるための「漁場油濁被害救済申請書」（例2）
3. 防除・清掃事業実施の状況及び要した資材等を記した「防除・清掃事業明細表」（例3）
4. 防除・清掃事業に従事した者の氏名、年月日、時間等を記した「作業従事者名簿」（例4）

以上の通報、書類送付の流れを図式すれば次のようにになります。次のN-3の漁業被害の場合もこれに準じます。



なお、詳細は県漁連にご相談下さい。

様式第1

例1

漁場油濁発生報告書

昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

財團法人 漁場油濁被害救済基金

理事長 及川孝平 殿

住所 ○○県○○市○○町○○

組合名 ○○○漁業協同組合

組合長 ○○○○印

原因者不明の漁場油濁が発生したので、次のとおり報告します。

油濁発生日時	○年○月○日 <input checked="" type="radio"/> AM <input type="radio"/> PM 6 時 00分	発生場所	○○地先海岸		
漁場油濁の状況	オイルボールが藻やゴミと共に海岸の砂浜に漂着し、漁船の揚げ降ろしや、海藻の天日干しに支障をきたした。 また再流出して近傍の○○漁業に被害を及ぼす恐れがあつた。				
関係機関への通報	○年○月○日○時○○海上保安部(署) ○年○月○日○時○○県水産課 ○年○月○日○時○○県漁業協同組合連合会○○課				
対応措置の内容	関係機関へ通報し、県水産課・県漁連職員の立ち合いのもと現場確認した。漁協で役員会等を開催して、対策を協議した結果、○月○日より組合員を動員して油の回収等の清掃作業を行うことになった。				
推定原因 <small>該当事項に印を付す</small>	1. 船舶からの流出 2. 陸上施設からの流出 ③. 不明				
漁業被害の有無	有	漁業種類	被 害 内 容	被害漁業者数	予想被害金額
	無				
防除清掃の有無	有	実施予定年月日	従事予定人数	使用予定資材名	予想所要金額
		○月○日 S ○月○日	61人	手袋、ホリ袋 灯油	300,800
	無				

上記について、事実と相違ないことを確認する。

昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住所 ○○県○○市○○町

○○○漁業協同組合連合会

会長 ○○○○印

漁場油濁被害救濟申請書

例 2

財團法人 漁場油濁被害救濟基金

昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

理事長 及川孝平 殿

住 所 ○○ 県○○市○○町○○

(申請人) 組合名

○ ○ 漁業協同組合

組合長

印

原因者不明による漁場油濁被害が発生したので、漁業被害に係る救済金の支給並びに防除費の支弁について、次の通り申請します。

救濟金

防除金 300,800 円

上記について、事実と相違ないことを確認する。

昭和〇年〇月〇日

住 所 ○○県○○市○○町○○

○ ○ 県漁業協同組合連合会

会長 ○ ○ ○ ○ 印

(注) 理事長の定める別添資料(被害明細表)を併せて提出すること。

清掃事業明細表

I 清掃事業の実施状況

1. 作業着手前の状況

(1) 発見時の油の状況

ア. 発見日時 昭和〇年〇月〇日 午前 6 時

イ. 発見場所 ○○郡○○村地先沿岸

ウ. 油濁の状況 〇月〇日午前 6 時頃○○漁業組合員が海岸に出たところ、直徑約〇センチメートル大のオイルボールが油の附着した藻等と共に、別紙図のように海岸の砂浜に巾〇メートル、長さ〇キロメートルの帶状となって漂着しており、漁船の上げ降ろしアラメの天日干しの作業に支障をもたらした。

エ. 当日の気象状況 台風〇号により〇日間時化が続いたが、当日午前 6 時頃は風力 2 の西風が吹き、海上は穏やかであった。

オ. 油濁被害の確認 当日午前 9 時、組合より○○海上保安部（署）に事故発生を通報、同時に県庁水産課、県漁連に被害の状況を報告、○○組合長が理事 3 人と共に被害の確認に当ったところ前記オイルボール等が沿岸に漂着していた。

(2) 作業着手までの油の動き

打ち上ったオイルボール等は、当面移動しない状態であったが高波がくれば、再び流出の恐れがあり、又、熱に融け回収が困難となる恐れがあった。

(3) 作業着手までに描った処置

〇月〇日油濁確認のあと、役員を招集、清掃作業の日時、場所割り、従事者割り当て等につき打合せし、その結果に基づき資材の購入、出役の動員指令を発した。

2. 作業経過

(1) 漁船、人手の作業分担

〇月〇日午前〇時から午後〇時まで作業従事者、男〇人、女〇人により距離

○キロメートルの海岸を清掃した。

○月〇日前日に引き続き午前〇時から午後〇時まで作業従事者男〇人女〇人により距離〇キロメートル巾〇メートルの海岸を清掃した（以上別図参照）。

(2) 油の排除分量

回収したオイルボールの量は約30トン（ドラム缶〇本）であった。

（注）油がゴミ等に付着して回収したオイルボールの量が測定しがたい場合にはゴミ等の総量も記載する。

(3) 排除油の処置

オイルボールは回収したゴミと共に海岸で灯油をかけ焼却し、燃えにくいものは再流出の恐れのないよう埋設した。

(4) 油の排除地域 別図参照

3. 作業完了時の状況

(1) 使用資材の処置 油が附着したため廃棄処分とした。

(2) 油の排除後の状況 清掃後海岸は綺麗に復旧した。

(1) 資 材 費

区分 月日	品名	数量 Ⓐ	単価 Ⓑ	購入金額又は賃 借料③ Ⓐ×Ⓑ	残存価格 Ⓓ	金額④ ③-④	備考
○月〇日	購入 手袋	130ヶ	40円	5,200円			
	賃借						
	灯油	700㍑	30	21,000			
	ポリ袋	150ヶ	12	1,800			
計				28,000			

注 ① 品名は、採取器具、回収油入容器、手袋、ウェス、火薬等の別に記入すること。

② 購入したもので、残存価格のあるものは、その評価額を差し引いた金額を④欄に記入すること。

③ 資材を購入または賃借した場合は、領収書の写しを添付すること。

(2) 作業費

ア. 漁船用船費及び人件費

月日	作業区分	漁船			労務			合計額 (Ⓐ + Ⓛ)	備考
		隻数	単価	金額Ⓐ	人員	単価	金額Ⓑ		
○月○日	油の回収焼却				男 6	600 円	28,800 円	82,800	
					女 15	450	54,000		
○月○日	油の回収焼却				男 30	600	72,000	90,000	作業時間 4 時間
					女 10	450	18,000		
計					男 36		172,800	172,800	
					女 25				

注 ① 作業区分は、油処理剤散布、吸着材の投入・回収、油の汲み取り等の別に記入すること。

② 漁船の使用を伴なわない作業の場合は、労務の欄にのみ記入すること。

③ 作業時間が1日(8時間)に満たない場合は、当該時間を備考欄に記入すること。

④ 他の漁業協同組合所属船及び当該組合員(又は当該組合員になる資格を有する者)の場合は表を別にして記入すること。

⑤ 労務費と漁船用船費の単価(毎年度改訂)

52年度の場合、労務費1時間当たり男600円、女450円。漁船用船費1トン以上船1日1隻当たり14,000円(半日以下半額)、1トン未満船1日1隻当たり7,000円(半日以下半額)。

例4

作業従事者名簿

(防除・清掃の場合の例)

番号	作業日	氏名	作業時間	金額
1				
2				
3				
15				
16				
合計				

(注) 防除・清掃の作業従事者のうち、組合常勤役職員は、支弁の対象にならないので含めないこと。

IV - 3 漁場油濁による漁業被害に係る申請手続き例

一 油濁による漁業被害（原因者不明）が発生したらー

油濁による漁業被害には生産物の廃棄や漁具等の汚染、休漁や漁場の変更等による収入の減収等があります。

とくに、のりの養殖業は油汚染のためすべて廃棄処分にしたり、それほどでなくとも、わずかな油膜でも乾のりに油臭をともなえば、商品価値が全くなくなるようなこともあります。その被害は多種多様で額も多額になります。

朝、漁場に行ったらいつのまにか、のりに油が付着しているような場合がありますが、そのような時は直ちに漁協を通し、もよりの海上保安部（署）、県庁水産課、水試、県漁連等に通報して下さい。

まず、被害を最小限に食い止めるには、早期に関係者による対策会議を開き、防除・清掃事業を実施するとともに、同時に生産継続のための最善の方策を講じなければなりません。そのような場合の防除・清掃に要した費用や不幸にして発生した漁業被害は当基金の救済の対象になります。ただし、漁業被害額が1件につき50万円を下回る場合は対象なりません。

一 申請手続きは、次のとおりですー

漁業被害が発生したら正確な被害事実を把握することです。そのためには、行政・試験研究機関等の指導のもとに厳密な現地調査をする必要があります。

ここでは、のり養殖業の被害救済申請に必要とする書類の作成について例示します。

作成する書類は、次のとおりです。

1. 油濁被害発生の概要を記した「漁場油濁発生報告書」（例5）
2. 漁業被害の救済金の支給等に関する「漁場油濁被害救済申請書」（例6）
3. 申請書の裏付けとなる「漁業被害明細表」（例7）
4. 被害漁業者の氏名及び金額等を記した「被害漁業者名簿及び作業従事者名簿」（例8）

漁場油濁発生報告書

昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

財団法人 漁場油濁被害救済基金

理事長 及川孝平 殿

住 所 ○○県○○市○○町○○

組合名 ○○○ 漁業協同組合

組合長 ○○○○@

原因者不明の漁場油濁が発生したので、次のとおり報告します。

油濁発生日時	○年 ○月 ○日 AM PM	○時 ○分	発生場所	○○漁協 地先	
漁場油濁の状況	○月○日、早朝組合員がのり漁場に行行ったところ巾○○m、長さ○○mのC重油と思われる油帯を漁場内に発見した。直ちに役員が現場調査したところ、のり漁場 2/3 が被油し、才3回目の摘採直前ののり網と支柱、アベループ等に油が付着していた。○日油膜は薄くなったものの、のり生産物は廃棄処分せざるを得ない状態であった。				
関係機関への通報	○年 ○月 ○日 ○時 ○○海上保安部(署) ○年 ○月 ○日 ○時 ○○県水産課 ○年 ○月 ○日 ○時 ○○県漁業協同組合連合会 ○○課				
対応措置の内容	関係機関へ通報し、県水産課、県漁連職員の立合いのもと現地調査した。漁協で役員会等を開催して、対策を協議した結果、○月○日より組合員を動員し、油の回収等の清掃作業及び被油のり生産物を一斉摘採して廃棄処分することになった。				
推定原因(該当事項に○印を付す)	1. 船舶からの流出 2. 陸上施設からの流出 ③. 不明				
漁業被害の有無	漁業種類	被 害 内 容	被害漁業者数	予想被害金額	
	有	のり養殖	のり生産物の廃棄	80人	22,183,500円
無					
防除清掃の有無	実施予定年月日	従事予定人数	使用予定資材名	予想所要金額	
	有	○月○日 ○月○日	330人	手袋、吸着材、ウエス、マジロ	2,500,000
	無				

上記について、事実と相違ないことを確認する。

昭和 ○年 ○月 ○日

住所 ○○県○○市○○町○○

○○○ 県漁業協同組合連合会

会長

○○○○@

例6

様式第2

漁場油濁被害救済申請書

昭和 ○年○月○日

財團法人 漁場油濁被害救済基金

理事長 及川孝平 殿

住所 ○○県○○市○○町○○

(申請人) 組合名 ○○○ 漁業協同組合

組合長 ○○○○⑨

原因者不明による漁場油濁被害が発生したので、漁業被害に係る救済金の支給並びに防除費の支弁について、次の通り申請します。

救済金 22,183,500 円

防除金 2,852,300 円

油濁発生日時		○ 年 ○ 月 ○ 日 <small>AM PM</small>	○ 時 ○ 分	発生場所	○○○ 漁協地先									
漁場油濁被害状況と対応措置	関係機関への通報及びその結果		○月○日○時○○海上保安部(署)、県庁水産課、県漁連に通報した。 同日○時海上保安部(署)・県及び県漁連職員現地調査、海上保安部(署)は油のウルロ探取した。											
	海上保安部(署)の搜索状況		油の性状分析結果○○と判明。捜査中で現在のところ原因者不明。											
	推定原因(次の該当事項に○印を付す) 1. 船舶からの流出 2. 陸上施設からの流出 ③. 不明		推定理由 (注: 船舶からの流出又は陸上施設からの流出の場合は、その理由を出来るだけ詳しく記述すること。)											
被災状況		のり漁場に巾○○m長さ○○mのC重油の油帯が流入し、のり漁場の弓が被油し汚染したのり生産物を廃棄処分せざるを得なかつた。												
対策措置		関係機関へ通報し、県及び県漁連立合いのもと現地調査した後、漁協で役員会等を開催し対策を協議した結果、○月○日より3日間組合員を動員して油の回収、養殖施設等の清掃作業及び汚染のり生産物を一齊摘採除去し廃棄処分にした。												
漁業被害	漁業種類		被害内容(休漁、汚染、死亡、損傷等)			被害漁業者数	単価	数量又は日数	金額					
	のり養殖業		のり生産物の廃棄			80人	13.2 枚		22,183,500					
計						80人		1,718,750	22,183,500					
防除等内訳	労務費		資材費		漁船、運搬車費		その他							
	日数	単価	日数	金額	資材名	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額		
	男 除 の 内 計	210人 600 円	3日	792,000 円	手袋 △口 吸着材 ウエス	100円 80 240 20	130枚 100枚 1,600枚 320枚	13,000 8,000 384,000 6,400	漁船 運搬車	14,000 10,000 2台	80隻 20,000 2台	1,120,000 7,500 20,000	煙突 ①回収油 ②汚染物 漁船燃 料代	7,500 20,350 80,000
	女 内 計	120人 450 円	3	351,000 円										
	計	330		1,143,000				411,400					157,900	

上記について、事実と相違ないことを確認する。

昭和 ○年○月○日

住所 ○○県○○市○○町○○

○○県漁業協同組合連合会

会長 ○○○○○⑨

(注) 理事長の定める別添資料(被害明細表)を併せて提出すること。

漁業被害明細表

例7

I 漁業被害の状況

1. 油濁の状況

(1) 発見時(日時、分布図、潮流、風向等)

ア. 発見日時 昭和〇〇年〇月〇日 午前〇時

イ. 発見場所 ○○市○○地先

ウ. 海況、気象状況

風向	北西
風力	微風
潮流	干潮流東(〇時)

(2) 経過(日別の油の動きと被害の発生状況)

ア. 油の動き 〇日〇時巾〇〇m長さ〇〇m厚さ〇cmの黒色の重油と思われる濃度5(暗褐色の油層)の油帯があり漁場の多くをあおっていた。
〇日〇時潮流・風力及び油の除去によって油膜はなくなつたが支柱、ロープ、アバ等に油が付着していった。

イ. 被害の発生 油の付着したのり生産物の一部は脱落流失し、残ったものも商品価値を失った。のり網は漁場復旧後そのまま養殖継続可能であった。

ウ. 防除・清掃事業

(この例では、防除・清掃事業を伴っているので、その作業状況を以下の要領で記述すること。)

(ア) 漁場の清掃作業

〇月〇日午前〇時から午後〇時まで、組合員男80人、女50人がチャーター船に分乗し、ムシロ、吸着材を使用して漁場へ流入した油の回収に努めた。

(イ) のり生産物の撤収作業

〇月〇日午前〇時から午後〇時まで、組合員男80人、女50人がそれ自身所有船を使用して個別にのり生産物をメリメリ陸揚げし、焼却処分にした。

(ウ) 養殖施設の清掃作業

〇月〇日午前〇時から午後〇時まで、組合員男50人、女20人がそれ自身所有船を使用し、個別にウエスで支持、ロープ、アバ等を清掃した。

(エ) 油の排除分量

回収した油の量は約〇トンであった

油濁基金だより

(オ) 排除油の処置 ○日〇〇東内焼却場において焼却処分にした。

(カ) 油の排除地域 別図参照

(キ) 作業完了時の状況

a. 使用資材の処置 油が付着したため汚染物と共に焼却処分にした

b. 油の排除後の状況

(i) 油の回収等の清掃作業によって漁業被害を最小限にとどめた。
(ii) 養殖施設は操業継続に支障のない程度に復旧した。

2. 被害漁業の漁場図

(区画漁業権漁業の場合には、個人別行使図を添付し被害区域、規模を記入する)

- (1) 漁業者数 150名
(2) のり養殖さく数 15,000 さく
(3) のり生産物の撤収さく数 2,500 さく
(4) 被害漁場 区画漁業権 オ〇〇〇号

(漁場図に油の動き、範囲、潮流、風向等も記入して被害の状況が図で明らかにすること。)

3. 復旧までにとった処置

(海上保安部・署等への通報、対策打合会議、対策事項、組合員への指示等)

(1) 通 報 ○日〇時 漁協を通じて海上保安部、県庁水産課、水試及び県漁連に連絡

(2) 対策打合会議 ○日 組合は県庁、漁連職員立合のもとで現場調査を行いその後役員会を開催。
○日 県庁水産課、水試及び漁連と打ち合せ会を開催。

(3) 対策事項

- ア. 油の回収作業
イ. 汚染のり網・生産物の処置
ウ. 汚染養殖施設の清掃作業
エ. 今後の生産対策

(4) 組合員への指示

- ア. ハシロ、吸着材による油の回収
イ. 汚染のり生産物の撤収
ウ. 支柱、ロープ、アバ等の清掃

注 おむね上記の要領により出来るだけ詳細に被害の状況を記述すること。

のり養殖業の被害

(1) 生産物の廃棄

從事組合員數	被害養殖さく員數(④)	被害養殖さく年月日	無被害漁場の被害期間1さく当り生産枚数	當該漁場の被害期間1さく当り見込生産枚数	被害生産枚数(⑤)	乾のり1枚当り	被害額①	防除費救済申請		備考	
								人數⑧	金額⑨		
								(②) × (③)	(④) × (⑤)		
支柱式	150	50	10000	2000	5	400	500	550	687.5 1,718.750	15 22,687.500 80 620,000	
浮流式											
計											

- 注 ① 最近年3年間とは、最近年5年間のうち最高最低の年を除いた3年間とすること。
 ② 被害期間の生産枚数は、共販日ごとの出荷枚数の合計とすること。
 ③ 被害期間は、被害発生日からのりの成育が被害発生時の状況に復するまでの期間又は養殖終了までの期間とすること。
 ④ 乾のり1枚当りの通常価格は、當該漁場又は近傍類似漁場で被害発生時に汚染されなかったもの（「無被害漁場」という。）の平均共販価格を基準とすること。
 ⑤ 1さくの単位は、長さ10間巾4尺をもって1さくとすること。
 ⑥ 防除、清掃事業に従事し、その費用の支弁につき申請する場合は、防除費救済申請欄に申請の人數及び金額を記入すること。
 ⑦ 緊急処分とは、油濁被害の恐れがある場合で、早期に生産出荷をすることをいう。
 ⑧ この表の作成に使用した算出基礎等資料を添付すること。

II 防除清掃に要した経費

1. 浮遊油（漁場滞留）の除去

(1) 資材費

月 日	品 名	数 量 ④	単 価 ⑤	購入金額又は賃借料 ④ × ⑤	残存価格 ⑥	金 額 ⑦ ← ⑥	備 考
〇月〇日	購 入 手袋	130 <small>枚</small>	100 <small>円</small>	13,000 <small>円</small>		13,000 <small>円</small>	
	賃 借	—	—	—	—	—	
"	購 入 ハシロ	100 <small>枚</small>	80	8,000		8,000	
	" 吸着材	1,600 <small>枚</small>	240	384,000		384,000	
"	" ウエス	320 <small>枚</small>	20	6,400		6,400	
計				411,400		411,400	

- 注 ① 品名はオイルフェンス、油処理剤、オイルマット、わら、むしろ、かます、手袋等の別に記入すること。
 ② 購入したもので、残存価格のあるものは、その評価額を差し引いた金額を⑥欄に記入すること。
 ③ 資材を購入又は賃借した場合は領収書の写しを添付すること。

(2) 作業費

ア 漁船用船費及び人件費

月 日	作業区分	漁 船			労 務			合計額 (④+⑤)	備 考
		隻 数	単 価	金 額 ④	人 員	単 価	金 額 ⑤		
○月○日	油の回収	80	隻 円 14,000	円 1,120,000	男 80 女 50	600 円 450	384,000 円 180,000	円 1,684,000	
○月○日	のり生産物の撤収	80	800	48,000	男 80 女 50	600 450	288,000 135,000	円 471,000	6時間作業 漁船燃油代
○月○日	養殖施設の清掃	80	800	32,000	男 50 女 20	600 450	120,000 36,000	円 188,000	4時間作業 漁船燃油代
計		240		1,200,000	男 210 女 120		1,143,000	円 2,343,000	

注 ① 作業区分は、オイルフェンス展張、油処理剤散布、吸着材の投入・回収、油の汲み取り等の別に記入すること。

② 漁船の使用を伴わない作業の場合は、労務の欄にのみ記入すること。

③ 作業時間が1日(8時間)に満たない場合は、当該時間を備考欄に記入すること。

④ 他の漁業協同組合所属船及び当該組合員(又は当該組合員資格を有する者)の場合は表を別にして記入すること。

イ 回収油及び汚染物の処理費

運搬車費及び油等の焼却費

月 日	運 搬 車 費			回 収 油 の 焚 却 費			汚 染 物 の 焚 却 費			合 計 額 (①+②+③)	備 考
	台 数	単 価	金 額 ①	数 量	単 価	金 額 ②	数 量	単 価	金 額 ③		
○月○日	2台	円 10,000	円 20,000	l 500	円 15	円 7,500	Kg 3,520	円 20	円 70,400	円 97,900	営業 トラック
計			円 20,000			円 7,500			円 70,400	円 97,900	

注 ① 回収油及び汚染物の焼却は、専門焼却施設を利用した場合に限る。

② 運搬車費は、漁協所有又は組合員所有のものを使用した場合は、燃油代等の金額とし、やむをえず、営業トラックをチャーターした場合は、その実費とする。なお、運搬車が漁協等所有か営業用かの別を備考欄に記入すること。

③ 専門焼却施設利用の場合及び営業トラック使用の場合は領収書の写しを添付すること。

例8

1. 被害漁業者名簿

番号	氏名	被害区分	数量	金額
1		のり生産物の廃棄		
2				
3				
<hr/>				
合計				

2. 作業従事者名簿

(防除・清掃の場合の例)

番号	作業日	氏名	作業時間	金額
1				
2				
3				
<hr/>				
15				
16				
合計				

- 注 1. 防除・清掃の作業従事者のうち、組合常勤役職員は、支弁の対象にはならないので含めないこと。
2. 作業従事者が、被害漁業者と同一人の場合は、氏名の頭に○印を付すること。

V 昭和50・51年度 県別油濁被害額一覧表

(単位:円)

県名	50年度			51年度			合計		
	件数	漁業被害	防除・清掃	件数	漁業被害	防除・清掃	件数	漁業被害	防除・清掃
北海道				1		125,600	1		125,600
青森									
岩手	2	730,314	77,400				2	730,314	77,400
宮城	1	37,085,555		1		2,173,850	2	37,085,555	2,173,850
秋田									
山形									
福島									
茨城									
千葉	2	1,797,887	2,002,800	8	29,757,803	14,360,550	10	31,555,690	16,363,350
東京				6		4,185,640	6		4,185,640
神奈川									
新潟									
富山									
石川									
福井	1	8,010,704	8,649,139	1		245,010	2	8,010,704	8,894,149
静岡				1	17,473,388	2,404,300	1	17,473,388	2,404,300
愛知				4	41,441,183	9,920,590	4	41,441,183	9,920,590
三重	3		2,377,385	2		5,871,135	5		8,248,520
京都									
大阪									
兵庫	1		1,298,000	1	560,986	49,500	2	560,986	1,347,500
和歌山	2		1,171,220	5		1,346,800	7		2,518,020
鳥取									
島根	4	16,376,716	19,114,719	2		5,214,782	6	16,376,716	24,329,501
岡山	1		126,000	(1)3	(206,775)	1,051,550	(1)4	(206,775)	1,177,550
広島				(1)1	693,450	(460,350) 295,675	(1)1	693,450	(460,350) 295,675
山口	3	79,153,377	4,291,010	4	64,414,032	5,699,237	7	143,567,409	9,990,247
香川	1		1,926,000	1		72,700	2		1,998,700
徳島	1		864,085				1		864,085
愛媛				2	12,075,102	1,007,876	2	12,075,102	1,007,876
高知				6	6,273,664	4,917,401	6	6,273,664	4,917,401
福岡				1		2,224,275	1		2,224,275
福岡県有明海									
佐賀県玄海				1		325,000	1		325,000
佐賀県有明海									
長崎	1		1,006,250	2		1,129,792	3		2,136,042
大分									
熊本									
宮崎				1		237,600	1		237,600
鹿児島				5		12,618,126	5		12,618,126
沖縄	2		2,909,250	6		15,377,255	8		18,286,505
合計	25	143,154,553	45,813,258	(2)65	(206,775) 172,689,608	(460,350) 90,854,244	(2)90	(206,775) 315,844,161	(460,350) 136,667,502

注 51年度において()内は未交付のもので 外数 (広島県においては原因者判明、岡山県においては認定額
50万円未満)